

# 2015年度税制改正 と中小企業への影響

2014年12月30日に与党が決定し、年明けに政府が閣議決定した2015年度税制改正大綱。その中から、法人課税に関する改正内容のポイントと中小企業への影響を紹介いたします。

ノムラ・コンサルティング・オフィス代表

野村 幸広

1968年生まれ。1994年税理士登録。2001年現事務所を開業。2002年中小企業診断士登録。

## 法人実効税率引下げ 外形標準課税は拡大

今回の改正の「主役」は何といっても法人実効税率の引下げです。その規模は表1の①のとおりで、今回最大の減税項目。年度ごとの工程は表2のとおりで、現行34・62%の法人実効税率が、2015年度に2・51%引下げられて32・11%に、2016年度以降は31・33%と現行より3・29%引下げられます。

次に注目される項目が、表1の②に掲げた、大企業に対する外形標準課税の見直し。これは、課税ベースの拡大策、すなわち、法人実効税率の引下げのための財源確保策のうち最大のものです。

外形標準課税とは、地方税である法人事業税における課税の仕組みのひとつ。法人事業税は利益(所得)に税率をかける「所得割」のみで課税

されていたのですが、租税負担の公平性確保などの理由から、2003年度税制改正で導入されました。具体的には、資本金などの額に税率をかけて計算する「資本割」と、付加価値額に税率をかけて計算する「付加価値割」によって課税する制度が外形標準課税制度です。

付加価値額は一般になじみの薄い言葉だと思いますが、外形標準課税制度上の付加価値額は次の計算式で算出されます。

付加価値額Ⅱ(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)+単年度損益

単年度損益がマイナス(赤字)の場合、付加価値額のマイナス要素となりますが、( )内の金額(収益配分額)がこのマイナスを上回れば付加価値額は正の値となり、赤字でも税額が発生します。もちろん、資本割の計算には利益は関係ありません。

今回の改正では、付加価値割の税率が現行0・48%のところ、2015年度に0・72%、2016年度以降は0・96%に引上げられます。また、資本割の税率は現行0・2%が、2015年度に0・3%、2016年度以降は0・4%に引上げられます。いずれも2016年度には現行税率の2倍になり、「赤字法人への課税強化」課税ベースの拡大につながるというわけです。

## 欠損金繰越控除、配当等 益金不算入も課税強化

3番目に説明したいのが、欠損金繰越控除の見直し。欠損金の繰越控除とは、前期以前9年間に発生した課税所得のマイナス(欠損金)を、期をまたいで繰り越し(繰越欠損金)これを当期の課税所得から差し引ける制度です。以前は当期の課税所得がなくなるまで繰越欠損金を差引くこ

とができたのですが、2011年度税制改正で一定の制限が設けられ、今回の改正では、この制限がさらに強化されることとなりました。

具体的には、2012年度以降、大企業の繰越欠損金の控除制限が当期の課税所得の80%であったものが、2015年度に65%、2017年度

以降50%に制限されることとなりました。

最後に受取配当等の益金不算入制度の見直しについてです。

配当金は企業の課税済み利益から支払われます。受取った企業がその配当金に課税されると、課税済み利益にさらに課税されるという二重課税が生じます。

この二重課税

の緩和のため  
の制度が受取  
配当金の益金  
不算入制度で  
す。

現行制度では、持ち株比率が25%以上の株式からの配当については100%、それ未満の持ち株比率の場合は50%の金額を課税所得の計算上減算できることとなっています。今回の改正では、100%減算できる持ち株比率を1/3超に引上げる

とともに、持ち株比率5%以下の場合の減算割合が20%に縮減されました。さらに、ETF(株価指数連動型上場投信)以外の株式投資信託の場合は、全く減算できないこととされました。

## 減税と増税セットだが 中小企業への影響は軽微

以上のように、今回の税制改正では、法人実効税率引下げとその財源確保策がセットになっています。では、中小企業にどのような影響があるかというと、まず外形標準課税の拡大と欠損金繰越控除の見直しについては適用対象が大企業(資本金1億円超)に限られるので、中小企業は影響ありません。一方、受取配当等の益金不算入制度の見直しは課税強化となりますが、株式などの運用会社でなければ影響額は軽微でしょう。

表1：法人課税関係の改正項目と増減税額 (単位：億円・△は増税、▲は減税)

項目	増減税額			中小企業への影響	
	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度		
税率引下げ	①法人実効税率の引下げ	▲10,630	▲14,560	▲14,560	黒字法人の一部に減税あり
	⑦(うち国税分)	▲6,690	▲6,690	▲6,690	
	⑧(うち地方税分)	▲3,940	▲7,870	▲7,870	
課税ベースの 拡大等による 財源確保	②外形標準課税の拡大	△3,900	△7,800	△7,800	なし
	③欠損金繰越控除の見直し	△1,920	△1,920	△3,970	なし
	④受取配当等の益金不算入制度の見直し	△920	△920	△920	配当受取法人に増税あり
	⑥租税特別措置の見直し	△1,790	△1,790	△1,790	研究開発型企業などに影響あり
合計	▲2,100	▲2,130	▲80		

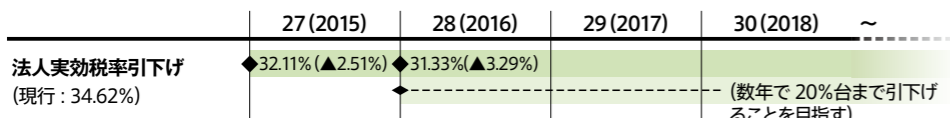
出典：「平成27年度税制改正の大綱(平成27年1月14日閣議決定)」の記載に基づき著者作成

※平年度ベース。

※法人税(国税①の③・④・⑤)は企業部門に対して、27・28年度の2事業年度にわたり、各年度▲2,060億円の先行減税となる。国の税収については、法人の事業年度と税収が国庫に帰属する年度にずれが生じるため、27年度(いわゆる初年度)の減収額は▲820億円となる。

※法人事業税(地方税①の①・②)は平成27年度税収見込みを基に概算試算した増減税額。

表2：法人実効税率引下げの枠組み(イメージ)



出典：財務省「資料(法人税改革)」より抜粋

今回の改正では、100%減算できる持ち株比率を1/3超に引上げる

※当欄に記載の内容は、平成27年1月現在の税制・関係法令・政府発表等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、国会審議等によって税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。